

ALSOK

ガードシステム総合保険

機械警備を導入されるお客様のために動産総合保険に各種特約をセットして独自に設計した保険プランです。



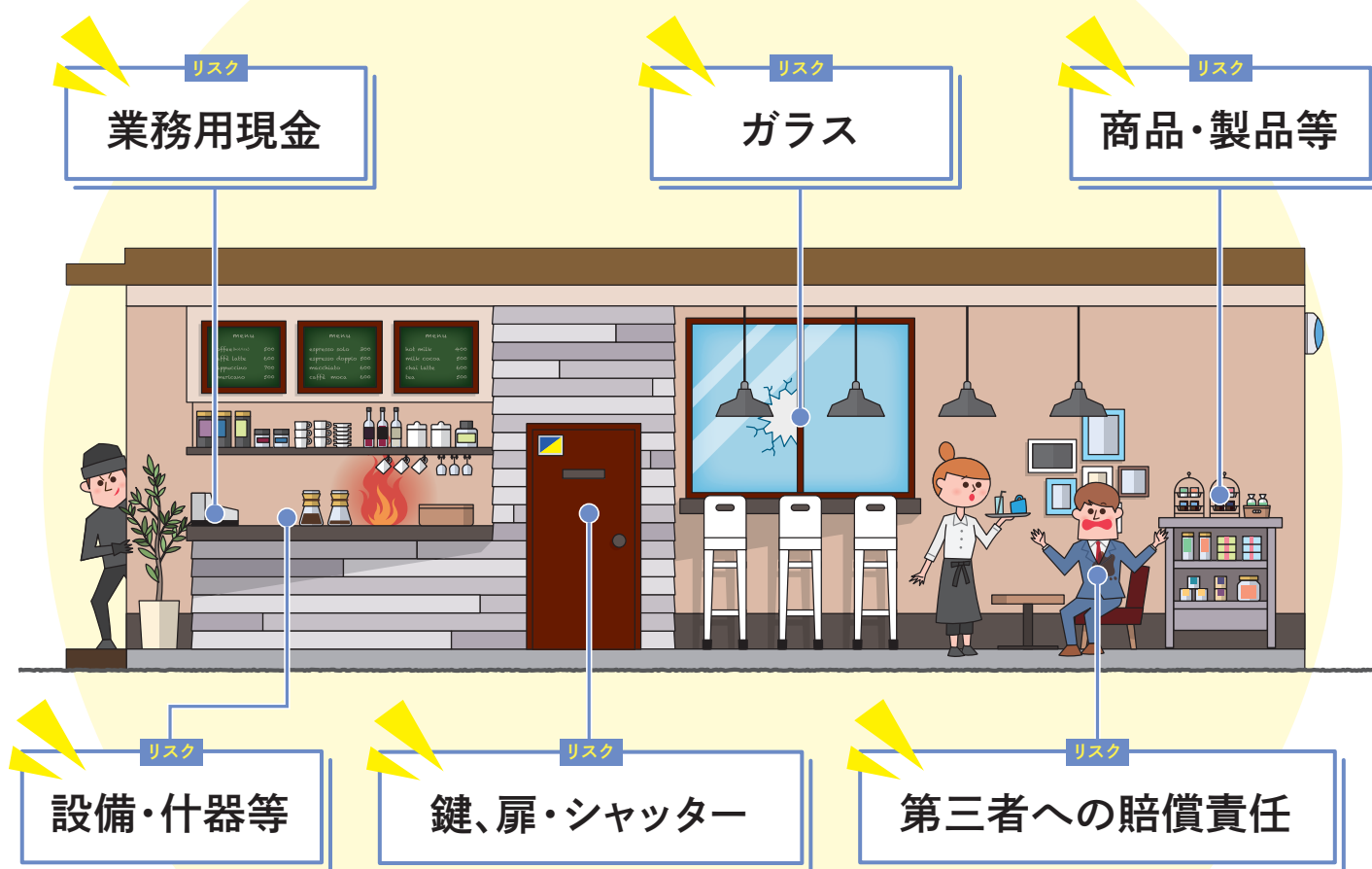
警備対象施設内にある様々なリスク補償をご加入頂きやすい保険料でご提供します。



警備対象施設内にある

様々なリスクを補償します。

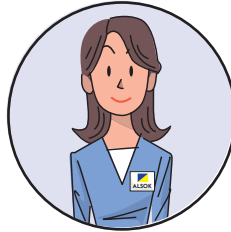
ALSOKのオンラインセキュリティを導入された
お客様だけがご加入できる保険です。



ALSOKが大切にしていること

1日も早い 事業再開につなげること

事業の停止は死活問題です。
お客様の事業継続を最優先に設計された
保険のご提案とご対応を行います。



2度目の被害を 起こさせないこと

万が一、被害にあった場合も、
警備会社のノウハウを最大限いかした
手厚い補償をご用意しています。

ALSOKだからできた保険を 大切なお客様にご提案いたします。

オススメ
POINT

1

ALSOKオンラインセキュリティのリスク軽減効果を反映した
「ご加入頂きやすい保険料」を実現しています。

オススメ
POINT

2

業務の遂行による
第三者への賠償責任などの補償もえらべます。

オススメ
POINT

3

お客様が実際に被った「設備・什器等*」、「ガラス」の
損害額について、保険金額を限度に「新価補償」されます。

オススメ
POINT

4

不法侵入の再発防止に役立つ
補償プランもご用意しております。

オススメ
POINT

5

保険対象が火災で罹災した場合、事業の早期復旧をご支援するため、
災害復旧専門会社による早期復旧に対する費用を補償します。

※設備・什器等とは、設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。

◆本保険については、機械警備の中断中に発生した事故による損害、損失または費用についてはお支払の対象とはなりません。

◆警備請負契約上、監視項目に「侵入(防犯)監視」が含まれていることが必要となります。

Fタイプ ベース補償

基本となる補償です

・月払保険料 **980**円

○：補償対象 △：一部補償対象外 ×：補償対象外

保険の対象	1 補足説明:A	2 補足説明:B	3 補足説明:B	4 補足説明:B	5 補足説明:C	6 補足説明:E	
	業務用現金	商品・製品等	設備・什器等	ガラス	鍵、扉・シャッター		
対象となる損害	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	△ (火災は対象外です)	×	警備 パワーアップ 補償 保険金額 (支払限度額) 1・2・3・4の損害で支払われる損害保険金と5の修理費用保険金の合計の 30% —または— 30万円 どちらか低い額 詳しくは6ページをご覧ください	
	風災、ひょう災、雪災	○	○	○	×		
	水濡れ	○	○	○	○		×
	盗難	○	○	○	○		○
	建物の外部からの物体の衝突	○	○	○	○		×
	水災	×	※	×	×		×
	その他偶然な破損等	○	○	○	○		×
保険金額 (支払限度額)	100万円	100万円 実損払い	100万円 新価補償 実損払い	40万円 新価補償 実損払い	100万円 実損払い	7 安定化 処置費用 保険金 (安定化処置費用担保持約) 保険金額 (支払限度額) 1事故あたり 2,000万円 詳しくは6ページをご覧ください	
免責金額	補足説明:Dをご覧ください				なし		
備考	保管場所によっては、補償の対象外になることがあります。詳しくは下記をご覧ください。	●預かり品(受託品)は除きます。	●預かり品(受託品)は除きます。 ●リース品・レンタル品を除きます。	●ガラスの文字入れ費用も含まれます。 ●ガラスの仮はめ費用も補償します。	これらの付属物で「機能的に一体であるもの(出入管理システムのカードリーダーや電気錠など)」の修理費用も含まれます。		

業務用現金^{*1}を補償する場合について

○：補償対象 ×：補償対象外

	警備対象施設内に保管中			※3 携行中
	※2 ●定置式耐火金庫 ●定置式レジスター	●手さげ金庫 ●キャビネット ●ロッカー等	左記以外	
営業時間中	○	○	○	×
営業時間外	○	×	×	×

※1 他人から預かった業務用現金は除きます。

※2 対象施設内に所在する自動販売機または自動サービス機等に外部からの窃盗またはその未遂の形跡がある場合は、自動販売機または自動サービス機等に収容される現金を補償対象にすることができます。

※3 携行中とは、対象施設から被保険者により持ち出された(日本国内に所在し、被保険者が携行している)状態をいいます。

Fタイプ(オプション)で「業務用現金(携行中)」補償を追加した場合は携行中も補償対象となります。

■ 営業時間外に定置式耐火金庫に業務用現金を保管する場合は必ず施錠してください。

※ オプションで「水災」補償を つけない場合の洪水等による 損害の補償内容

水害費用保険金

お支払い
条件

警備対象施設の所在する建物が、地盤面より45cmを超える浸水によって損害が生じ、保険の対象である商品・製品等または設備・什器等に損害が生じた場合

保険金額(支払限度額)

事故が生じた商品・製品等または設備・什器等の

保険金額の**30%**

(1事故あたり100万円限度)

※Fタイプ【オプション】で水災補償を追加した場合は支払われません。
※損害の全額をお支払いするものではないので、ご注意ください。

動産総合保険について

財産(動産)に関する補償

警備対象施設内に所在する建物または構築物に収容または固着されている被保険者所有の業務用現金(オプション「業務用現金(携行中)」にご加入頂いた場合は、携行中の現金も含まれます。)、商品・製品等、設備・什器等について、保険金を支払わないとしている場合を除き、不測かつ突発的な事故によって生じた損害が保険金のお支払い対象となります。

ガラスに関する補償

保険金を支払わないとしている場合を除き、不測かつ突発的な事故によって生じた破損損害が保険金お支払いの対象となります。

補足説明

- ▲施錠された定置式耐火金庫(手提げ金庫等可動式のものを除きます。)内または定置式レジスター内に収容されていなかった現金について対象施設の営業時間外または契約者、被保険者およびその使用者等が不在の間に生じた損害は補償対象外となります。
- 再取得価額を基準として算出した損害の額に基づき、保険金をお支払します。なお、再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
- 未遂を含む不法侵入を伴う犯罪行為によっ

て発生した扉、シャッター、扉・シャッターの鍵、およびこれらの付属物で機能的に一体であるものの損害が補償対象となります。

●現金、商品・製品等、設備・什器等の免責金額
◆次に規定する事故が発生した場合には、免責金額は適用しません。

①火災②落雷③破裂または爆発④風災、ひょう災、雪災または水災(水災補償選択時)(以下「風雪水災」といいます。)
⑤建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。⑥給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等による

Fタイプ オプション

必要に応じて自由にお選びいただけます。オプションの月払保険料につきましては取扱代理店または幹事保険会社までお問い合わせください。

8つのオプションを自由に組み合わせることができます。//

財物 <small>に関する補償を厚くする</small> 1・2・3 をご覧ください	賠償責任 <small>による損害に備える</small> 4・5 をご覧ください	休業 <small>による損害に備える</small> 6 をご覧ください	お客様などへのお見舞金 <small>に備える</small> 7 をご覧ください	水災 <small>による損害に備える</small> 8 をご覧ください
---	---	---	---	---

オプション名		保険金額(支払限度額)				免責金額
1	補償の追加 業務用現金(携行中) 対象施設より持ち出した業務用現金を補償します。	50万円				なし
2	保険金増額 商品・製品等 ベース補償とあわせて最大2,000万円まで補償します。	1口・100万円 (19口まで追加可能)				補足説明: ①をご覧ください
3	保険金増額 設備・什器等 ベース補償とあわせて最大2,000万円まで補償します。	1口・100万円 (19口まで追加可能)				補足説明: ①をご覧ください
4	補償の追加 施設賠償責任① 施設や仕事の遂行等に起因して国内で発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払い致します。	プラン① 対人1名・1事故 500万円 対物1事故 100万円	プラン② 対人1名・1事故 1,000万円 対物1事故 100万円	プラン③ 対人1名 1事故 1億円 3億円 対物1事故 1,000万円		なし
5	補償の追加 借家人賠償責任 オールリスク担保の補償です。テナントには不可欠の貸主に対する賠償事故の補償です。	プラン① 1事故 500万円	プラン② 1事故 1,000万円	プラン③ 1事故 2,000万円	プラン④ 1事故 3,000万円	なし
6	補償の追加 店舗休業 事故①により営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合の休業損失を補償します。	プラン① 1日あたり 4万円限度	プラン② 1日あたり 7万円限度	プラン③ 1日あたり 10万円限度		補足説明: ①をご覧ください
		保険金支払対象期間いずれも 30日				
7	補償の追加 施設サービス費用 来店客が食中毒になった場合等の際に、お見舞金を支払います。詳しくは補足説明: ②をご確認ください。	被災者傷害見舞費用		被災者対応費用	災害広告費用	なし
		死亡後遺障害 被災者1名につき 50万円 限度	入院 被災者1名につき 10万円 限度	通院 被災者1名につき 5万円 限度	被災者1名につき 50万円 限度	1事故 500万円 限度
		1事故 500万円限度				
8	補償の追加 水災② 豪雨等により浸水し、商品・製品等・設備・什器等・現金が損害を受けた場合に補償します。ただし、次に該当する場合は本補償の追加はできません。 <ul style="list-style-type: none"> ●地下室(地下構築物)内収容の動産 ●過去5年間に2回以上の水災の罹災歴のある動産 <small>※本オプションを追加すると、水災による汚損についても安定化処置費用保険金(安定化処置費用担保特約)を利用することができます。</small>	ご加入時に設定された 業務用現金、商品・製品等、設備・什器等、現金 それぞれの保険金額				なし

損壊の発生。⑦騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為⑧盗難

◆上記に該当しない事故が発生した場合には、免責金額5,000円が適用されます。

例・取り扱い不注意による事故、破損・汚損による事故

⑤不法侵入を伴う犯罪行為により、警備対象施設内の4ページ①～④もしくは5ページ②～③について損害保険金が支払われた場合

または⑤について修理費用保険金が支払われた場合、事故発生から2年以内に負担した追加警備費用等を補償します。

⑥火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、水災、対象施設外部からの物体の飛来・衝突等により施設内の建物や構築物が損害を受けた場合や、施設内に製造もしくは販売した飲食物に起因する食中毒により被保険者が事故への対応のために要する被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、災害広告費用のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる費用をお支払いします。

⑧通常、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪

洪水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害は、保険金をお支払いできない場合に該当しますが、オプションを選んで頂くことで補償の対象となります。

⑨風災、ひょう災、雪災もしくは水災による損失またはユーティリティ事業者が占有する設備が損害を受けた結果として対象施設に生じた損失に対しては、事故発生日は免責となります。事故が発生した日の翌日からその事故によって損害が生じた保険の対象を滞りなく復旧した日までの期間が保険金支払対象期間となります。

①①火災②落雷③破裂・爆発④風災、ひょう災、雪災、水災⑤建物外部からの物体の落

下・飛来・衝突・接触・倒壊⑥給排水設備または他人の占有する戸室で生じた事故に伴う水濡れ等⑦騒擾等・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為⑧盗難⑨車両または航空機の衝突等をいいます。

⑩漏水による賠償事故も補償します。また、業務で訪問した先での器物損壊等の賠償事故も補償します。

侵入の強化や警備システムの
パワーアップにより「2度目の被害」
を起こさない環境づくりに役
立ちます。



警備パワーアップ補償 ⑤

不法侵入を伴う犯罪行為により保険金が支払われた場合に、
警備を強化・拡充するための追加警備費用等を補償します。

保険金額 (支払限度額)	①・②・③・④の損害で支払われる損害保険金と	または	30万円
	⑤の修理費用保険金の合計の 30%		
どちらか低い額			

ベルフォア社が持つ災害復旧技
術を活用することで「1日も早い
営業再開」を目指します。

安定化処置費用保険金

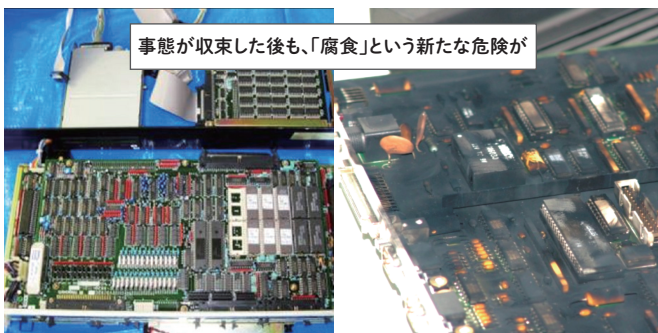
(安定化処置費用担保特約)

災害復旧の方法は、「新品交換」だけが選択肢ではありません。
ALSOKガードシステム総合保険のご加入者様が、万が一、不測か
つ突発的な事故による汚損に遭われた場合、事業継続に貢献すべ
く、災害復旧専門会社ベルフォア社による安定化処置費用を補償
します。

安定化処置費用担保特約について

- 「安定化処置費用担保特約」の保険金は1事故あたり2,000万円を上限とし、
割増保険料はございません。
- 修復や交換にかかる費用を十分確保するためにも、設備・什器の再取得価
額を上限に「Fタイプ オプション」で適切な保険金額を設定してください。

「安定化処置」の必要性



鎮火後の施設内は、高温・多湿の状態。復旧方針を検討している間も消火剤
や樹脂から発生する塩化水素などによって、機械設備の腐食(さび等)が急
激に進行し、3日も経たないうちに修復不能に陥る場合もあります。
腐食による劣化の進行を食い止めるために、薬品の塗布や除湿機による除
湿などによる「安定化処置」を速やかに行なうことで、復旧方針の検討に十
分に時間をかけることが可能です。

I ベルフォアによる「安定化処置」実施

お客様による復旧方法の検討

修復する

修復しない

II

ベルフォアによる
本格修復

III

新品交換

⇒損害査定上、安定化処置の費
用が認定できない

I + II を合算して

「設備・什器等」の保険金額を
上限に保険金支払い

I の費用

安定化処置費用担保特約で
カバー

III の交換費用

「設備・什器等」の保険金額を
上限に保険金支払い

ベルフォア社が持つ修復技術



一見、交換するしかない
汚損もベルフォア社
が持つ精密洗浄技術に
より、修復することが
出来ます。

復旧までの時間を大幅に短縮できる可能性があります

事業復旧までの時間

新品交換した場合

ベルフォアによる
修復の場合

削減

新品交換と比較し、約**15%~40%**の時間で復旧を実現!

ドイツに本社を置くベルフォア社(BELFOR)は、550拠点以上を有しグローバルベースで火災・水災等からの復旧を支援する災害復旧専門会社です。



ベルフォア社の専門家集団が独自の科学的手法を用いて、罹災された企業の皆様と協力しながら、修理、除湿、脱臭などの復旧作業を進めています。(2024年1月現在)

ベルフォアジャパン社は、東京海上日動とベルフォア社が業務提携し、2004年に設立された日本国内最大規模の災害復旧の専門会社です。

保険料例

ALSOK-G7standardをご導入された調剤薬局 様

ALSOKガードシステム総合保険〈Fタイプ〉

例えば・・・

ベース補償

- ガラスが割られた
- 営業時間外の不法侵入による現金盗難

オプション

- 携行中現金に対する補償
- 家主への損害賠償
- 来店客への損害賠償

月払保険料

この充実した
補償内容が・・・

2,930 円

	業務用現金	商品・製品等	設備・什器等	ガラス	鍵、 扉・シャッター	警備 パワーアップ	施設 賠償責任	業務用現金 (携行中)	借家人 賠償責任
Fタイプ ベース補償	100万円	100万円	100万円	40万円	100万円	30万円	—	—	—
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Fタイプ オプション	—	300万円	300万円	—	—	—	対人 1,000万円	50万円	1事故 2,000万円
合計 保険金額 (支払限度額)	100万円	400万円	400万円	40万円	100万円	30万円	対人 1,000万円	50万円	1事故 2,000万円

トピックス

盗難

刑法犯の認知件数は、年々減少しつつありますが、警視庁の発表によると「業務用現金」や「設備・什器」等を狙った盗難事件は、後を絶ちません。ALSOKが誇るオンラインセキュリティシステムが役に立つ時、それはお客様に「万が一」が起きた時です。被害の拡大を防止する「警備」だけでなく、万が一を補償する「損害保険」まで、トータルでサポートする。それが日本の警備をけん引してきた「ALSOK」のこだわりです。

火災

「令和5年度版 消防白書」によると、1日100件程火災が発生しているといわれています。こうした火災事故では、自身が火元になる場合だけでなく、隣接の建物からの類焼に巻き込まれて損害が生じることに注意しなければいけません。日本では、出火元に重大な過失がなければ、損害賠償を求めることはできません。事業活動上、火を使わないお客様であっても近隣の環境などを鑑みて損害保険を検討することも大切です。

水災

近年、深刻な被害をもたらしているのが、異常気象による「水害被害」です。気象庁の調べによると、特に気温の上昇がもたらす「ゲリラ豪雨」は増加の一途を辿っており、短期間の局地的大雨によって、冠水や河川の決壊が生じ、お客様の財物に深刻な被害をもたらしています。全国に事業所を展開する当グループは、水害をはじめとするその地域のリスクを分析し、お客様の要望に沿った提案を心がけております。

物損害担保条項において

保険の対象とならない主な物^(※1)

①	宝石・貴金属類 (ただし、仕入値が30万円以下の宝石・貴金属類は除きます。)
②	美術品・骨董品
③	パチンコ景品
④	自動車(バイクを含みます)、船舶
⑤	動物または植物
⑥	金券、有価証券、株券、切手、収入印紙
⑦	設計書、図案、ひな型、帳簿
⑧	受託品(他人からの預かり品)
⑨	家財
⑩	加工中または製造中の動産
⑪	営業時間外に定置式耐火金庫に収容されていない現金
⑫	自転車(商品在庫として保有するものは除きます)
⑬	個人所有の動産 等

保険の対象とならない主な業種^(※2)

①	金融機関
②	病院(医院、クリニック、診療所を除く)
③	複合施設
④	劇場
⑤	大工場
⑥	デパート
⑦	宝石・貴金属店
⑧	ナイトクラブ(バー、キャバレー)
⑨	美術品・骨董品店
⑩	仮設興行所
⑪	ホテル
⑫	空港施設
⑬	ゴルフ場
⑭	パチンコ店、景品交換所
⑮	競馬場 等

保険用語の説明

被保険者	補償を受けることができる方
保険金額	ご契約金額
支払限度額	保険会社がお支払する保険金の限度額
免責金額	お支払の対象となる損害額から控除される額であり、この部分は自己負担となります。
保険期間	保険のご契約期間
特約条項	約款に定められた補償内容を変更・追加・削除するものです。

- ※1 詳しくは「ご契約のしおり」4ページをご覧ください。
 ※2 詳しくは「ご契約のしおり」55ページをご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。詳しくは「ご契約のしおり」および約款をご覧ください。

(1) 保険金をお支払いできない主な場合

- 【業務用現金、商品・製品等、設備・什器等、ガラス】
【保険の対象が業務用現金、商品・製品等、設備・什器等の場合】
- ①被保険者の故意または重大な過失、法令違反に起因する損害
 - ②保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由によりその部分に生じた損害
 - ③ねずみ食いまたは虫食い等によりその部分に生じた損害
 - ④保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者等が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。
 - ⑤台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害（水害費用保険金を除きます。ただしタイプオプションで水災補償を追加した場合は補償されます。）
 - ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害
 - ⑦電気的事故または機械的事故によって保険の対象に生じた損害（ただし、これらの事故に起因して火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。）
 - ⑧冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化によって生じた冷凍・冷蔵物の損害（ただし、同一敷地内で生じた火災、破裂または爆発、交通乗用具に搭載中の保険の対

- 象についてはその交通乗用具の不測かつ突発的な事故によって冷凍または冷蔵の装置または設備に物的損傷があり、24時間以上の冷凍機能または冷蔵機能の停止があった場合を除きます。）等
【保険の対象がガラスの場合】
- ①被保険者またはこれらの者の法定代理人等の故意または重大な過失、法令違反に起因する損害
 - ②火災（消防または避難に必要な処置によって保険の対象に生じた損害を含みます。）による損害
 - ③取付上の瑕疵。ただし、損害が取付完了後8日以上経過後に生じた場合はこの限りではありません。
 - ④保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、ひび割れ（板ガラスの熱割れを除きます）その他類似の事由による損害
 - ⑤台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害
 - ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害
- 等
（2）保険金をお支払いできない主な場合【施設賠償責任】
- ①被保険者の故意に起因する損害
 - ②建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれ、またはあられの浸入または吹込みに起因する損害
 - ③地震、噴火、洪水、津波、または高潮に起因する損害

- ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任（ただし、記名被保険者の請負業務の発注者の使用人に対してはこの免責事由は適用しません。）等
- （3）保険金をお支払いできない主な場合【店舗休業】
- ①加入者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
 - ②同一敷地内で生じた火災による場合を除き、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによる生じた損失
 - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損失
- 等
（4）保険金をお支払いできない主な場合—借家人賠償責任
- ①加入者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意に起因する損害
 - ②被保険者の心神喪失によって生じた損害
 - ③借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する損害（ただし、被保険者が自己の努力をもって行った仕事による場合を除きます。）
 - ④被保険者が借用戸室を賃主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任
 - ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害
- 等

ご加入の際にご注意いただきたいこと

(1) 保険の対象（ご契約の対象）について

- ご加入の対象とならないもの
- ◆自動車（商品車および展示用車、自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）、自動車ボディ、耕工作車、フォークリフト、パワーショベルその他これらに類するもの
 - ◆自転車（商品車として保有するものは除きます。）、船舶（ヨット、モーターボートを含みます。）、航空機、ヘリコプター、グライダー
 - ◆加工中または製造中の動産
 - ◆家財
 - ◆動物または植物
 - ◆建物等と一体をなす機械類・造作物（エレベーター、エスカレーター、冷暖房設備等）（ただし、被保険者が借用施設において業務を行うために自らの費用で設置した壁紙、床材、屋内の仕切り壁、窓サッシ、畳、建具、電気・ガス・暖房・冷暖房設備、エレベーター、エスカレーター等は除きます。建具には、対象施設内に所在し、建物または構築物に設置されたシャッター、扉、その鍵およびこれらの付属品で機能的に一体であるものを含みません。）、コンピュータ（サーバー、ホストコンピュータ等の幹幹システムをいいます。ただし、被保険者の役員または従業員が業務として日常的に占有または使用しているパーソナルコンピュータおよびこれらの付属品は除きます。）、小切手、収入印紙、切手、商品券、乗車券、プリペイドカード、クレジットカード、預金通帳、金・銀・白金等の地金、宝くじその他これらに類する物（ただし、仕入値が30万円以下の金・銀・白金等の地金は除きます。）、株券、手形、抵当証券、国債証券等の有価証券類
 - ◆稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ◆宝石・貴金属類（ただし、仕入値が30万円以下の宝石・貴金属類は除きます。）、美術品、骨董品その他の美術品
 - ◆パチンコ景品またはこれに類する物
 - ◆受託品（他人からの預かり品）
 - ◆野積みの動産
 - ◆被保険者がリース契約に基づき賃貸する設備・什器等
 - ◆法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
 - ◆データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 等
（2）ご加入時にお知らせいただきたいこと（告知義務）
- 加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。
- （3）ご加入後にお知らせいただくこと（通知義務）
- ご加入の後、加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または幹事保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除

- し、保険金をお支払いできない場合があります。
- （4）機械警備解約時の取扱い
- 機械警備を解約された場合、本保険も同様に解約の手続きを取る必要があります。解約の場合には必ず事前にお申し出ください。
- （5）保険料未納の取扱いについて
- 保険料のご請求に対し、支払いを履行されない場合（機械警備契約書に書かれた請求月を過ぎても保険料のお支払いの無い場合）、保険金をお支払いできない場合があります。
- （6）保険会社が経営破綻した場合の取扱いについて
- 引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%）まで補償されます。ご契約者が個人である者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については上記補償の対象となります。詳細につきましては引受保険会社または取扱代理店までご照会ください。
- （7）補償の重複に関するご注意
- 補償内容が重複する保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。
- （8）他の保険契約等がある場合
- 設備・什器等、商品・製品等、ガラスの保険金を再取得価額に基づいて支払うときにこれらの補償と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合でその他の保険契約等に再取得価額に基づいて保険金を支払う規定がない場合、その他の保険契約等から保険金を支払い、再取得価額による損害額に不足する分をこの保険契約でお支払します。上記以外で他の保険契約等がある場合は、次のとおり保険金をお支払します。
- ◆他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。
 - ◆他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。
- （9）共同保険に関するご説明
- この保険契約は、下記の保険会社による共同保険契約であり、東京

- 海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合（取扱代理店にご確認ください。）に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- （10）保険契約について
- この保険契約はALSOK®を契約者とし、加入を希望する機械警備契約者または加入依頼書の被保険者欄に記載の者を記名被保険者とする動産総合保険の契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はALSOK®が有します。補償内容等について記載された「ご契約のしおり兼パンフレット」を同時にお渡します。内容につきましては必ずご確認ください。
- ※ALSOKグループ各警備会社と本保険契約を締結された場合、各々の警備会社が本保険契約者となります。
- （11）もし事故が起きたときは
- 事故が発生したときは直ちに取扱代理店もしくは幹事保険会社までご連絡ください。賠償事故の場合、賠償責任の認定および賠償金額の決定に当たっては保険会社の同意が必要です。なお、示談交渉サービスの行いません。詳しくは契約のしおり（パンフレット兼用）をご覧ください。
- 動産総合保険の賠償責任担保条項で保険金を支払う場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します。（保険法第22条第1項「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。（保険法第22条第2項）このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- （12）重大事由による解除について
- 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

お問い合わせ先

取扱代理店：
（幹事代理店）

ALSOK保険サービス株式会社
所在地 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー8階
フリーダイヤル 0120-88-6891

（非幹事代理店）



引受保険会社：
（幹事保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社
[担当窓口]インフラ本部 都市事業運輸産業部 都市事業室
TEL 03-5223-3226

（非幹事保険会社）

三井住友海上火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社（ALSOK株式会社のみ）

- このチラシは、動産総合保険ならびにこれらに付帯される特約条項の概要を紹介したものです。保険金のお支払い条件・ご加入手続き、その他この保険の詳しい内容は同時にお渡しの「ご契約のしおり（兼パンフレット）」内に記載されている保険約款によりますが、ご不明な点は取扱代理店または幹事保険会社にご照会ください。ご契約の際は「ご契約のしおり（兼パンフレット）」を必ずご覧ください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ALSOKガードシステム総合保険にご加入を希望される場合には、上記取扱代理店までお申し出ください。